

## 派遣労働者のキャリア形成支援

2015(平成27)年の労働者派遣法改正により下記のとおり「派遣労働者のキャリア形成支援制度」が規定されました。

キャリア形成支援を進めていくにあたっては、派遣労働者の希望に応じて、派遣就業を続けながら専門性の向上や職務の幅の拡大等を行っていくことや、正社員化や直接雇用化を図ること等により、待遇の向上につなげていくことが重要です。

このため、改正労働者派遣法において、派遣元事業主に派遣労働者のキャリア形成支援に関する責務が設けられました。

派遣元事業主は、派遣労働者に対して、

- 1 段階的・体系的に必要な知識や技能を習得するための教育訓練
- 2 **希望者に対するキャリアコンサルティング等の実施を義務化**

左記措置が確実に実施されるために以下を規定

- 3 事業の許可・更新要件に「キャリア形成支援制度を有すること」を追加
- 4 教育訓練の実施状況について事業報告を求め必要な指導等を実施

キャリア形成支援制度に伴い、

**キャリアコンサルティングの相談窓口を設置することが義務化されています。**

以下3点が主な必要条件となります。

- 1 相談窓口には担当者(キャリアコンサルティングの知見を有する者)を配置していること
- 2 相談窓口は雇用する全ての派遣労働者が利用できること
- 3 希望する全ての派遣労働者がキャリアコンサルティングを受けられること

尚、企業様の個別条件によりお見積もりをさせていただきますのでお問合せよりお気軽にご相談ください。